

小倉都心地区夜間景観検討会 開催要綱

(目的)

第1条 小倉都心地区夜間景観ガイドラインの策定に向け、小倉都心地区の夜間景観のあり方等について地元団体や関係団体等から意見を聴く「小倉都心地区夜間景観検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会は、次に定める事項について構成員から意見を聴取する。

- 一 小倉都心地区における夜間景観のあり方に関する事項
- 二 小倉都心地区における照明演出のルールに関する事項
- 三 その他小倉都心地区における夜間景観の向上に関する事項

(構成員)

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、建築都市局長が選任する。

- 一 地元団体等
- 二 関連機関・団体
- 三 学識経験者等
- 四 その他建築都市局長が適当と認める者

2 前項に定める選任において、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、「暴力団員」という。）又は暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、構成員になることができない。

(検討会の開催)

第4条 平成29年度9月末日までに3回程度開催する。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、事務局が行う。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- 一 法令等に特別の定めがある場合
- 二 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を審議する場合
- 三 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- 四 その他非公開とすることに相当する理由がある場合

2 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。

(事務局)

第7条 事務局は、建築都市局総務部都市景観課とする。

2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。